## 商品概要説明書

(令和6年4月19日現在)

商品名	スーパー定期貯金<年金福祉型>
	○マル優のご利用資格で「障害者」または「その他」に該当する各種の年金や
ご利用いただける方	手当を受給されている個人
取扱期間	○2024年4月19日~2025年3月31日
I a mm	○定型方式 1年
期間	○自動継続の取り扱いはできません。
預入方法	
(1)預入方法	○一括預入
(2)預入金額	○1人1,000円以上、年金優遇福祉型と合わせて300万円以内
(3)預入単位	○1円単位
 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
(1) 適用金利	○預入時の約定利率を満期日まで適用します (中途解約を除く)。
(2) 利払頻度	  ○満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	○20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) *の分離課税となります。
	※2037年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	○金利は窓口でお問い合わせください。
手数料	_
付加できる特約事項	○マル優 (障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取り扱いができます。
	○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた
	だくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	により計算した利息とともに払い戻します。
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
	ただし、②の利率が解約日における 普通貯金利率を下回るときは、その
	普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象
	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を
	除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J
	A本支所または信用部信用課(電話:086-225-9835)にお申し出ください。当
	JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対
	応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けて
	おります。   ○紛争解決措置
	○初ず暦代有恒   外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できま
	す。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	一
	ンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
	○金利情勢等により、取り扱いを廃止または上乗せ利率を変更する場合があります。